

プレミアム付商品券を 発行します



消費税・地方消費税引き上げが所得の少ない方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。

■対象となる方

①市民税非課税者

【申請が必要です】

基準日（平成31年1月1日）に高山市に住民票があり、平成31年度の市民税が課税されていない方。ただし、課税者の扶養となっている方や、生活保護を受けている方等は対象外です。

②子育て世帯の世帯主

【申請は必要ありません】

平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主

■申請書類と発送時期

申請書類は購入できる可能性のある方を対象に、8月中旬から税務課より順次郵送します。
※申請書類が届いた方が、必ず購入できるものではありません。

■申請受付期間

申請書到着日～令和2年3月2日（月）

申請受付期間内に申請がなかった場合、プレミアム付商品券の購入は辞退されたものとみなしますので、購入を希望される方は必ず申請受付期間内に申請をお願いします。

■申請書の記載事項等

申請書類郵送時に「申請に関する留意事項」および「記載例」を同封しますので、よくお読みいただき、手続きをお願いします。

※記名押印漏れや添付書類漏れがありますと、手続きができませんのでご注意ください。

■提出先

申請書類郵送時に同封の返信用封筒にて返送（切手不要）いただくか、高年介護課（本庁1階）または各支所地域振興課に直接ご提出ください。

■商品券の購入

9月末ごろに、申請書を審査のうえ対象となる①の方および②の方に購入引換券を郵送します。引換券をお持ちの上で、10月1日（火）～令和2年3月2日（月）の間に市役所本庁、支所等で購入ください。購入引換券が無いと、購入できませんので、大切に保管ください（先着順ではありませんので、安心して購入いただけます）。

■販売価格

25%のプレミアム付商品券
1冊5千円分（額面500円×10枚）を4千円で販売

■購入限度額

対象①の方 1人5冊（25,000円分）まで

対象②の方 対象となる子ども1人につき5冊（25,000円分）まで

いずれも、1冊単位で分割購入できます。

■商品券の利用可能期間

10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

■商品券で買うことのできないもの

たばこ、出資や金融商品の

購入、商品券プリペイドカード、国や地方公共団体への支払いなど

■DVで避難されている方へ

配偶者からの暴力を理由に、住民票を移さないで市内に居住している①②に該当する方（同伴する子どもを含む）は、高山市への申し出が必要となりますので、子育て支援課（☎35-3140）へお問い合わせください。

■申請・購入・加盟店に関するお問い合わせ

市役所プレミアム商品券窓口
☎32-7778
（平日：午前9時～午後5時）

加盟店を募集します

プレミアム付商品券の加盟登録事業者を募集します。なお、商品券販売時に購買者へ配布する「加盟店一覧」には、1次募集に申し込みのあった事業者を掲載しますが、募集期間内は加盟店登録は可能です。

登録資格 市内で事業を営み、店舗を有する事業者

申込方法 申込書類に必要事項を記入のうえ、郵送または高年介護課（本庁1階）、各支所の窓口にお申し込みください。申し込みに関する詳細は、市HPをご覧ください。

募集期間 1次募集 8月1日（木）～30日（金）
2次募集 9月2日（月）～令和2年3月2日（月）

問合せ 市役所プレミアム商品券窓口
☎32-7778
広報ID 1011156